令和８年度　学校講師（会計年度任用職員）　新規登録案内

１　応募受付期間

令和８年 11 月 20 日（金）　～　令和９年１月 22 日（金） ※詳細は「８　申込み方法」に記載しています。

２　応募後の流れ

申込み　応募受付期間内に必要書類を指導課学校支援担当に提出

↓

書類選考　令和９年２月中旬頃に、郵送にて書類選考の結果を通知

↓合格された場合

名簿登載　「大田区立学校講師候補者登録名簿」に登載

↓　※名簿の有効期間は令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日

↓学校から連絡があった場合のみ

面接選考　順次、各学校で面接選考を実施

↓　**※名簿に登載されても必ずしも学校から連絡があるとは限りません**

↓合格された場合

任用　勤務時間、週休日等は学校と相談して決定

３　職務内容

（1）習熟度別少人数指導に関すること。
（2）不登校児童及び生徒に対する登校支援の中心的役割を担う教員(登校支援コーディネーター)に代わり実施する学習指導に関すること。
（3）日本語学級において教員に代わり実施する日本語指導に関すること。
（4）緊急やむを得ない事情が発生した教員に代わり実施する学習指導に関すること。
（5）学びの多様化学校において教員に代わり実施する学習指導に関すること。
（6）自閉症・情緒障害特別支援学級において教員の代わりに実施する学習指導に関すること。
（7）不登校対応分教室において教員の代わりに実施する学習指導に関すること。
（8）前各号に掲げる事項に係る学級担任及び教科担任との指導の打合せに関すること。

４　勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日の間で、選考後に定める期間 ※再度の任用なし
登録名簿 有効期間	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日 ※書類選考に合格された方は「大田区立学校講師候補者登録名簿」に登載されます **※名簿に登録されても、必ずしも任用されるとは限りません。**

勤務場所	大田区立小・中学校 ※変更の範囲：大田区立小・中学校 ※敷地内は禁煙です。
勤務時間等	・週 24 時間以内 ・始業・終業時刻、休憩時間は学校ごとに決定します。 ・時間外勤務は原則ありません。
休日	・原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります。 ※学校行事により出勤する場合あり ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日（12 月 29 日から１月３日までの間。ただし①を除く。） ③ 国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※勤務日数により付与されないものがあります。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年規則第 38 号）によります。
報酬額	時給　2,500 円
諸手当（相当額）	・期末手当、勤勉手当 ※基準日に在職し、会計年度内で６月以上の任用期間があり、週３日以上又は週 15 時間 30 分以上勤務する方が対象です。 ・通勤手当相当額
社会保険	公立学校共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険 ※加入有無は、勤務時間、任用期間によります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服　務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。

注）記載されている報酬額等については、令和９年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

５　受験資格

（１）小学校にあっては小学校教諭免許状(全科)を有する者
　　中学校にあっては中学校教諭免許状(指導科目)を有する者
　　※令和 10 年３月 31 日まで有効なもの

（2）地方公務員法第 16 条に規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

【参考】　地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※　日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

６　選考方法等

（1）選考方法

①書類選考

筆記（作文）	【課題】 「学校講師の職務にどのように取り組みたいか、あなたの考えを述べなさい」 ※所定の様式にて 300～400 字以内 ※申込書、申告書と一緒に提出

書類選考に合格された方は、「大田区立学校講師候補者登録名簿」に登載され、
必要が生じた際に小中学校から直接、登録者に連絡します。
※名簿に記載された情報は、大田区立小中学校に情報提供されます。

②　面接選考

面接	学校長・副校長による面接を行います。 【面接日】学校が指定した日 【場所】大田区立小中学校 ※面接日時等は、学校からの連絡をお待ちください。

（2）判定基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

問題意識	職務にあたる視点で状況認識ができているか。 問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 文章から学習指導における業務への熱意が感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。

独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。文章の表現が豊かか。
専門知識	学校講師としての各業務において、重要と考える事項が妥当か。
職務への理解	職務を進めるうえで、学校講師としての立場や役割を理解できているか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
対応力 （理解力）	臨機応変な対応ができるか。 質問の趣旨を理解しているか。 わかりやすく簡潔に答えているか。
積極性 （責任感）	学習指導における職務の目標と責任を理解しているか。 意欲を持って職務に当たることができるかどうか。 粘り強く目標達成に向けた行動をとることができるか。
協調性 （適応性）	傾聴の姿勢は適切か。 上司や他の学校職員と協調して円滑に職務に当たることができるか。 相手の意見を尊重しながら、自分の考えを適切に伝えることができるか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。 自己啓発に努め、新たな知識を習得し職務に活かしていく意欲があるか。

７　書類選考結果通知

令和９年２月中旬頃に郵送にて通知します。

８　申込み方法

（１）提出書類

申込書	・申込書は、区ホームページからダウンロードできます。また、大田区教育委員会指導課学校支援担当でも配布します。 ・記入にあたっては、申込書裏面「記入上の注意」をよくお読みください。 ・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。 （写真の裏に必ず記名をしてください。）
作文	・様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 ・課題は「学校講師の職務にどのように取り組みたいか、あなたの考えを述べなさい」とし、300～400 字以内で記入してください。
資格確認書類	・令和 10 年３月 31 日まで有効な教員免許状の写し **※更新されている場合、必ず、「更新講習修了確認証明書等の写し」もご提出ください。免許状の有効性の確認に必要となります。**
申告書	・申告書は、区ホームページからダウンロードできます。また、大田区教育委員会指導課学校支援担当でも配布します。 ・詳細に関しては 10 その他（４）に記載がございますので、併せてご確認ください。

（２）提出方法

	郵送	持参
提出方法	封筒の表面に**「学校講師受験申込」と朱書し、簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。	下記申込先の窓口にてお申し込みください。
申込期間	**令和８年 11 月 20 日（金）　～　令和９年１月 22 日（金）**	
	受付は午前８時３０分から午後５時 15 分まで、土・日・祝日を除く。 ※郵送の場合は必着。	
申 込 先	〒144-8623　大田区蒲田 5-37-1　ニッセイアロマスクエア５階 大田区教育委員会　指導課学校支援担当	

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

９　個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

10　その他

（１）合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

（２）採用はすべて条件付のものとし、採用後１か月間（採用後１か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

（３）大田区では、求職者等へのセクシャルハラスメント防止に関するルールを定めています。求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は以下リンク先（当区 HP）をご覧ください。
〈https://www.city.ota.tokyo.jp/s_boshu/saiyouannai2021.html〉

（４）（令和８年 12 月 25 日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。
このため、選考申込書及び採用に至る過程において、特定性犯罪の前科の有無を申告していただきます。また採用内定以降、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行います。

特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。また、採用後に虚偽の申告が判明した場合においても採用を取消します。なお、これらの過程において、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用しない、または採用取消しとなることがあります。

≪申込・問合先≫

〒144-8623　大田区蒲田 5-37-1　ニッセイアロマスクエア５階
大田区教育委員会　指導課学校支援担当
電話　０３－５７４４－１４２４　FAX　０３－５７４４－１６６５



・JR 京浜東北線、東急多摩川線、池上線「蒲田駅」東口から徒歩約３分
・京浜急行線「京急蒲田駅」西口から徒歩約８分

※大田区役所内ではありませんので、ご注意ください。
※自転車で来庁の方は、区役所本庁舎地下駐輪場をご利用ください。